

8-24 造船所所在地

(令和5年4月1日現在)

(許可～7社7工場、登録～26社28工場[兼業含む])

・届出造船業(9工場)及び休業等は除く。

▲は造船法許可工場(4工場登録兼業[※])

(ア)大阪府

大阪市

[西淀川区]

(株)上田造船所西島工場[①、C1基]

[北区]

吉田造船所[①、C2基]

[此花区]

(株)上田造船所西島工場[①④、E1基]

[港区]

奥村造船工業(株)大阪工場[③、C1基]

松永造船所[③、C1基]

野田興業(株)港工場[①、C2基]

埠頭ジャスタック(株)築港工場[①、C2基]

(株)ダイゾー本社工場[①、A1基・B1基]

[大正区]

大阪市港湾局機械工場[③、B1基・C3基]

(株)三洋造船所[①、C2基]

(株)南進造船所[①④、D1基・E2基]

海洋開発興業(株)[③、C3基]

(株)太田商店 [③④、E1基]

[西成区]

▲(株)新来島サノヤス造船大阪製造所[「III」1基、「IV」1基]

[登録造船所業種別]

- ① 小型鋼船造船業
- ② 小型鋼船製造業
- ③ 小型鋼船修繕業
- ④ 木船造船業
- ⑤ 木船製造業
- ⑥ 木船修繕業

[許可造船所設備]

- 「I」建造設備 1万総トン以上 ドック
- 「II」建造設備 1万総トン未満 船台
- 「III」修繕設備 1万総トン以上 ドック
- 「IV」修繕設備 1万総トン未満 ドック
- 「V」修繕設備 1万総トン未満 浮ドック
- 「VI」修繕設備 1万総トン未満 船台

[登録造船所設備]

- 「A」造船台
- 「B」ドック
- 「C」引揚船台(鋼船)
- 「D」引揚船台(木船)
- 「E」引揚船台(鋼木兼用)

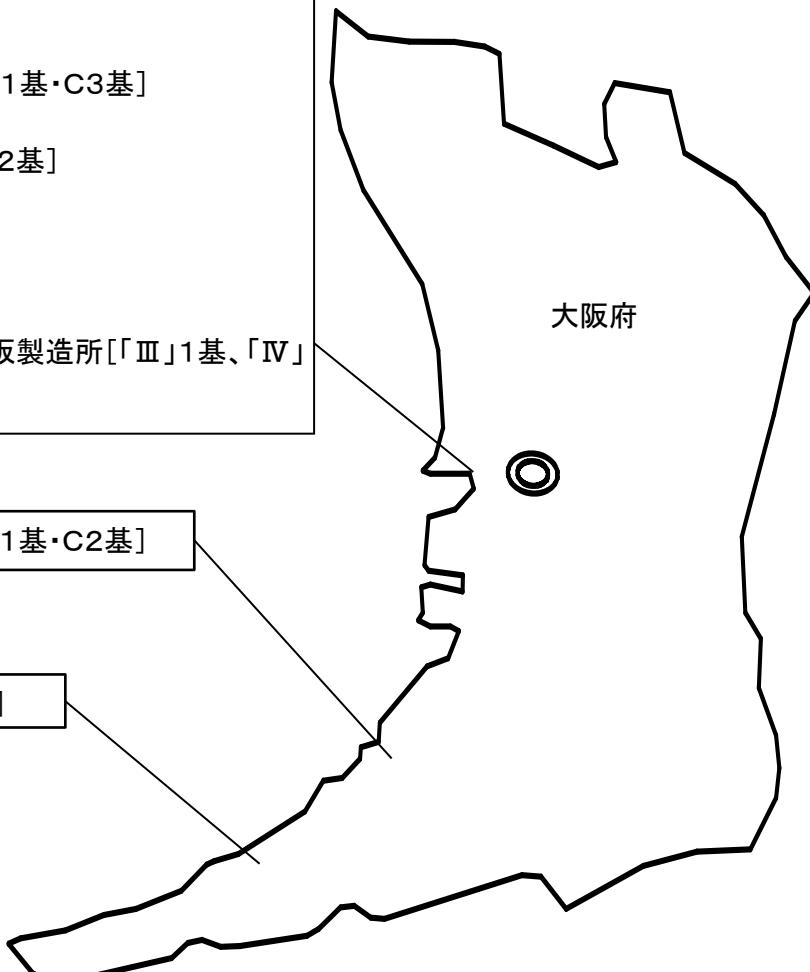
泉大津市

(株)泉大津造船所[①、B1基・C2基]

岸和田市

若木造船所[①、C1基]

大阪府



(イ)京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県

